

〈被害者参加〉 謄写料・訴訟準備費用請求書

提出日 年 月 日

被害者参加人氏名

弁護士

事件番号:平成

年()第

号 被告人名

(登録番号

)

1 : 謄写料を次のとおり請求します。

- ※ 請求する箇所にチェックをしてください。
 ※ 疎明資料を添付してください。

□ ① ②以外の事件について

総謄写枚数が200枚を超える場合のみ記載してください。

但し、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日前に選定を取り消された場合には、200枚以下についても記載してください。

白黒 枚(A)

カラー 枚(B)

*カラーは1枚当たり謄写枚数2枚と換算します。

枚(C) ←(B)×2枚

総謄写枚数 (A) + (C) 枚 (要疎明資料添付)

□ ② 本件は、下記事件に該当するので、謄写枚数全部につき、謄写料を請求する。

* 該当するものをチェックしてください。

- 否認事件(一部否認を含む) * 否認事件とは公訴事実を争う事件をいいます。
 法定刑に死刑の定めがある罪に係る事件(第一審)
 原判決の宣告刑が死刑又は無期懲役の事件(上訴審)
 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件
 記録の丁数が2000を超える事件
 (丁数については 裁判所に確認した。 / 自身で枚数を確認した。)

謄写内容

* 謄写枚数及び実際の単価を記載してください。(要疎明資料添付)

白黒 枚(単価 円) カラー 枚(単価 円)

(注1) 実費額の疎明は必ず必要になります。

(注2) 謄写費用を算定する際には、謄写枚数1枚当たり40円(カラー印刷された記録をカラー複写したときは100円)を上回ることはできません。

< 地方事務所記入欄 >

① 白黒 円 × 枚 = 円

② カラー 円 × 枚 = 円

合計金額 円

□ ③ ②該当事件において、同一事件に複数の国選被害者参加弁護士が選定され、謄写記録の複製を作成した。

複製枚数 枚

* 事務所のコピー機を使用して複製を作成した場合は下記に記載してください。

弁護士分として、謄写記録 枚の複製を作成した。

□ ④ 紙以外の記録媒体を謄写した。

実費額 円 (単価 円 数量 枚) (要疎明資料添付)

2 : 訴訟準備費用を次のとおり請求します。

□

実費総額 円

* 郵送料・振込手数料は含みません。

* 要疎明資料添付(手数料等の額を明らかにする疎明資料及び当該支出にかかる文書の事件との関連性を明らかにする疎明資料)。

訴訟準備費用に該当するもの

1 支出項目について該当するものをチェックしてください。

 診断書の作成 支出日: 弁護士会照会手数料(弁護士法第23条の2) 支出日: 行政機関が発行する証明書発行手数料 支出日: 原審等の弁護士から謄写記録の引継ぎを受けた場合の送料 支出日:

注) 謄写記録の引継ぎを受けた場合の送料については、平成30年4月1日以降に選定請求又は指名通知請求のあった事件から支給対象となります。

2 支出理由についてご記入ください。